

1 委託業務名

「少年少女発明クラブ活動強化及び普及啓発事業」業務委託

2 業務目的

愛知県では、(一社)愛知県発明協会と連携し、モノづくりや科学技術への理解を深めた創造性豊かな人材の育成を目指して、県内への少年少女発明クラブ(※)(以下、「発明クラブ」)の活性化支援に取り組んでいる。

現在、本県では、全国一の27の発明クラブが設置され、約4千名の小中学生が参加するなど、全国で最も発明クラブの活動が活発な地域である。

本事業を通じて、次代を担う科学技術人材育成の場となっている発明クラブの活動基盤の強化及び発明クラブの普及啓発を図る。

※県内の少年少女発明クラブについては、以下のWebサイトを参照 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/aichi-hatsumei-club.html

3 契約期間

契約締結日から 2025 年 3 月 14 日(金)まで

4 業務内容

(1) 指導員向け研修会の開催

既存発明クラブの活動基盤の強化を図るため、発明クラブの指導員向け研修会を開催する。

開催概要

開催時期:2025年2月までの期間のうち2回開催

開催場所:尾張地区・西三河地区にて各1回ずつ開催 参加者:県内発明クラブ指導員(各回10名程度を想定)

- ・ 県内の発明クラブに所属する指導員を対象に、教え方のスキル向上のための 研修会を企画し、開催すること。なお、研修の内容については、県と協議を行 い、決定すること。
- ・ 研修会の内容を企画する際には、昨年度の研修参加者のアンケート結果を参 照(別紙)し、アンケート内容を十分に考慮した企画案とすること。
- 外部講師を1名以上選定すること。
- ・ 講師の旅費及び謝金の支払を行うこと。

- ・研修で使用する教材を手配し、あわせて必要となるテキストを準備すること。
- ・ 研修に参加するクラブ指導員には、所属発明クラブ本部から会場までの往復 の交通費を手当てすること。
- ・ 会場は、30名以上収容でき、交通の利便性が良い会場を選定し、申込み、会場使用料の支払い等の手続きを行うこと。なお、会場の決定にあたっては、県と協議の上、決定すること。
- ・ 会場の設営に必要な資機材を手配し、効率的に会場を設営するとともに、研修会終了後は速やかに撤去を行うこと。
- ・ 参加者の募集、受付、管理及び問い合わせ対応を行うこと。
- ・ 運営管理に必要な運営計画、体制図、各種マニュアル等を作成すること。
- ・ 研修会に必要な運営スタッフ(参加者の受付、案内等)を手配し、管理すること。
- 研修会開催にあたって生じた傷害、損害に備え、保険に加入すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。なお、ア ンケート項目は県と調整すること。
- 記録用写真を撮影すること。

(2) 発明クラブネットワーク会議の開催

既存の発明クラブの活動基盤の強化のため、発明クラブの運営等に関する課題について、発明クラブ間の意見交換や人的つながりを促すため会合を開催する。

開催概要

開催時期:2025年2月までの期間

開催場所:県内3か所(各所約9クラブの参加を想定)

参加者:県内発明クラブ関係者(各発明クラブ 1~2 名程度)

- ・ 県内の発明クラブを対象として、クラブの運営・指導方法を始めとする問題 解決に資する情報収集の場となる会合を調整し、運営する。
- ・ 内容については、概ね後述の①~③を想定しており、本内容をより効果を高くする事項(運営手法等)があれば、提案すること。なお、最終的には県と協議を行い、決定する。
 - ① 現在、県が実施中の発明クラブへのアンケート結果を各クラブごと及び 全体としてまとめ、その旨を記載した資料を作成し、(各発明クラブな どから発表してもらうなどの方法で、)会議で発表する。
 - ② 規模の大きい発明クラブ又は同規模の発明クラブの取組を紹介する。
 - ③ (一社)愛知県発明協会、愛知県等の関係機関がコメントする。
- 内容によっては、(公社)発明協会や、発明クラブ関係者等を参加者に含むことができる。
- ・ 外部講師を1名以上選定すること。

- ・ 講師の旅費及び謝金の支払を行うこと。
- ・ 会議で必要となる資料等を準備すること。
- ・ 会議への参加者には、所属発明クラブ本部から会場までの往復の交通費を手 当てすること。
- ・ 会場は、20 名程度収容でき、交通の利便性が良い会場を選定し、申込み、会場使用料の支払い等の手続きを行うこと。なお、会場の決定にあたっては、県と協議の上、決定すること。
- ・ 会場の設営に必要な資機材を手配し、効率的に会場を設営するとともに、終 了後は速やかに撤去を行うこと。
- ・ 参加者の募集、受付、管理及び問い合わせ対応を行うこと。
- ・ 運営管理に必要な運営計画、体制図、各種マニュアル等を作成すること。
- ・ イベントに必要な運営スタッフ(参加者の受付、案内等)を手配し、管理する こと。
- ・ 参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。なお、アンケート項目は県と調整すること。
- ・ 記録用写真を撮影するとともに、会議結果を詳細に取りまとめ、県に提供すること。

(3) 出張発明クラブの開催

発明クラブの活動をより一層強化するため、クラブ未設立の市町村に対し設立促進 や普及啓発を図る。

ア 発明クラブ未設置市町村での開催

- (ア)日時:蟹江町(11月10日(日)を予定)
- (イ)回数:2回(午前、午後それぞれ2時間程度)
- (ウ)場所:蟹江町中央公民館(愛知県海部郡蟹江町学戸3丁目3)
- (工)参加人数:各回小学生親子20組(事前申込)
- (才)参加費:無料
- (カ) 対象者: 小学生
- (キ)講師:刈谷少年少女発明クラブ指導員 5名
- (ク) 内容:発明クラブの活動体験(工作教室)
- (ケ) その他: 県内少年少女発明クラブをPRできるブースを設置する。

イ あいち少年少女創意くふう展との併催

- (ア) 日時:2024年11月上旬の2日間を予定。
- (イ)回数:各日3回×30分程度
- (ウ)場所:トヨタ産業技術記念館 大ホール (ホワイエ)
- (エ) 参加人数:各回小学生 10 名
- (才)参加費:無料

- (カ) 対象者:小学生
- (キ) 講師: 少年少女発明クラブ指導員 各日5名
- (ク) 内容:発明クラブの活動体験(工作教室)

ウ運営等

- ・ 講師の旅費及び謝金の支払を行うこと。
- 内容(工作品)については、県及び講師を担当する発明クラブと調整のうえ、 決定すること。
- 工作に必要な機材及び材料等を講師の発明クラブと調整し、準備すること。
- ・ 委託業務実施期間中、各出張発明クラブを担当する講師担当クラブからの問い合わせ窓口となり、各種調整を行うこと。
- ・ (3) アの開催市町と出張発明クラブ開催に向けて必要に応じて調整を行うこと。
- ・ (3) アについて、当日地元企業等が視察を行う予定がある場合には、地元視 察企業の視察時間の調整を開催市町と行うこと。
- ・ 会場の設営に必要な資機材を手配し、効率的に会場を設営するとともに、イベント終了後は速やかに撤去を行うこと。
- ・ 会場の設営については、参加者の保護者等が見学可能な配置とすること。
- イベント当日は、参加者の受付を行うこと。
- ・ (3)ア(ケ)その他について、県内少年少女発明クラブの活動を PR するブース・展示等を企画・設置すること。
- ・ (3) イについては、イベント当日、定員に達するまで呼びかけ等により参加者の確保に努めること。
- ・ 運営管理に必要な運営計画、体制図、各種マニュアル等を作成すること。
- ・ イベントに必要な運営スタッフ(参加者の受付、案内等)を手配し、管理する こと。
- イベント開催にあたって生じる傷害、損害に備え、保険に加入すること。
- ・ 参加者に対するアンケートを実施し、その集計及び分析を行うこと。なお、ア ンケート項目は県と調整すること。
- 記録用写真を撮影すること。
- ・ 県及び (一社) 愛知県発明協会、県内発明クラブ事務局、市町村、商工会議所・ 商工会等と必要に応じ連携し、事業を進めること。

(3) に関する留意点

- ・ 会場の手配等は県が行うため、本委託業務に含まない。なお、会場は県が指定した会場で実施すること。
- ・ (3)アの事前申込による受付は、開催市町が実施するため、本委託業務に含まない。

・ (3)アの地元企業の視察については、前日までの調整を本委託業務に含み、 当日のアテンドについては県及び発明クラブ等で対応するため、本委託業務 には含まない。

(4) 発明クラブ設置促進・活動強化のための調査・支援・広報

県が実施中の発明クラブ未設置市町村及び既存の発明クラブへのアンケート結果に基づき、発明クラブ未設置の市町村に対する発明クラブ設置促進及び既存の発明クラブに対する活動強化のための調査・支援を実施する。

ア 発明クラブ設置促進のための調査・支援

- ・ 愛知県では、発明クラブ未設置の市町村に対する発明クラブ設置を促進しており、県が実施するアンケート調査等で、発明クラブ未設置の市町村に発明クラブの設置希望がある場合には、その設立支援体制の構築を検討している。
- ・上記支援体制の構築にあたり、愛知県内の計 27 の発明クラブ未設置市町村について、県と協議の上、調査員やコーディネーターを選任して、協賛可能性がある企業や発明クラブ類似の団体(科学教室等)の有無等の発明クラブ設置にあたって課題・障害となる事項を調査する。
- ・ この調査結果をまとめ、県に報告する。報告結果は、今後の発明クラブ未設置 の市町村に設置希望がある場合の支援に活用するため、市町村の特色や課題を 踏まえて報告する。
- ・ また、上記支援体制を構築するにあたり、現存する発明クラブの発足時の状況 や支援体制確立の流れと当時の課題を正確に把握する必要がある。そのため、 下記の事項等を踏まえ、調査員やコーディネーターを選任して、その調査を実 施する。
 - (ア) 発明クラブの現在の活動状況の有無
 - (イ) 発明クラブの活動規模
 - (ウ) 支援企業・自治体の有無・規模
 - (エ) 現在の活動上の課題
- ・ この調査結果をまとめ、県に報告する。報告結果は、翌年度以降、コーディネーターを選任するなどの方法により、設立支援を行う予定であるため、発明クラブの規模等により類型分けし、具体的な設立支援の流れがわかるように報告する。
- ・ 各調査を実施するにあたり、企業や発明クラブから聞き取り・会議を行った場合には、その日時・結果等を記録し、報告する。
- ・ 県が実施中の発明クラブ未設置市町村へのアンケート結果において、発明クラブの設置を希望する市町村が存在する場合は、上記調査とあわせて設立に向けた課題や現状を聴取し、県に報告する。

・ 上記調査において、発明クラブ設置希望がある市町村において、協賛可能性が ある企業や類似の現況の市町村の設立経緯が判明した場合には、県と相談の上 で、その情報を当該希望市町村に提供する。

イ 既存の発明クラブの活動強化のための調査・支援

- ・ 愛知県内には、現在 27 の発明クラブがあるが、その活動の規模は様々であり、 国際大会で活躍するクラブもあれば、活動を事実上休止しているクラブも存在 する。そのような状況下において、愛知県は、個々の発明クラブの状況に応じ て支援体制の構築を検討している。
- ・ 上記支援体制を構築するにあたり、県と協議の上、調査員やコーディネーター を選任して、現存する 27 の発明クラブの活動現況と課題を調査する。
- ・ この調査結果をまとめ、県に報告する。報告結果は、今後、発明クラブの支援 に活用する予定であるため、設置市町村の特色等を踏まえて報告すること。
- ・ 上記支援体制を構築するにあたり、愛知県内の計 27 の各発明クラブ設置市町村 について、県と協議の上、調査員やコーディネーターを選任して、協賛可能性 がある企業や指導員候補となる人材を調査する。
- ・ この調査結果をまとめ、県に報告する。報告結果は、翌年度以降、コーディネーターを選任するなどの方法により、設立支援を行う予定であるため、発明クラブごとに整理して報告する。
- ・ 協賛可能性企業等を調査する過程で、協賛希望がある企業等からの問い合わせ 等があった場合には、県及び関連市町村に報告・連絡する。また、協賛可能性 企業等に対し、下記パンフレット・チラシ等を必要に応じて提供すること。
- ・ 各調査を実施するにあたり、企業や発明クラブから聞き取り・会議を行った場合には、その日時・結果等を記録し、報告する。

ウ 発明クラブ設置促進及び活動強化のための広報

・ 発明クラブに対する企業協賛を募集するためのパンフレット・チラシ・ポスター を作成し、各発明クラブ等に郵送等により配布する。作成にあたっては、企業が 少年少女発明クラブを設立・支援するメリットを明記すること。

パンフレット 1,000 部 チラシ 1,500 部 ポスター 60 部

(4)に関する留意点

- ・ 調査員やコーディネーター等を選任する場合には、旅費及び謝金の支払を行う こと。
- ・ 県及び(一社)愛知県発明協会、県内発明クラブ事務局、市町村、商工会議所・ 商工会等と必要に応じて連携し、事業を進めること。

(5) 事業全体の運営・管理等

- ・ 本事業を実施するにあたり、県担当者と連絡を密にし、事前に県と十分に協議 すること。
- ・ 事業実施計画、事業実施スケジュールを作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ・ 事業の進捗状況等について、随時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ内 容等を記載した議事録を提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で 差し支えない。
- ・ 県がその他実績等に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。
- ・ 委託事業の実施にあたり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告すると ともに、誠実な対応を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、県と調整を行い、合意を得て対応する こと。

(6) 成果報告書の作成

指導員向け研修会、ネットワーク会議及び出張発明クラブの開催実績並びに発明クラブ指導員支援実績、アンケート結果をまとめ報告書を作成する。

5 成果物の提出

(1) 成果物

- 報告書(各種マニュアル等を含む。)3部 (報告書は、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)
- ・ 報告書等のデータを記録した電子データ (DVD-R) 1枚

(2) その他

- ・ 報告にあたっては、別途指示する日までに報告書(案)を県に提出し、その内容 について県と調整すること。
- ・ 受託者は、別途県が定める書類(完了届、請求書等)を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 (愛知県本庁舎2階)

6 その他

- ・ 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・ 受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利 を成果品の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使 しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責 任において処理すること。
- ・ 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権(以下「既存著作物等」

という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担 及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

- ・ 業務委託の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計 処理を行うこと。
- ・ 受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかねばならない。
- ・ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、解決に努めるものとする。